

平成27年度
公益社団法人 松阪地区医師会
事業計画

<事業総括表>

公益目的事業1

○地域の医療・保健・福祉の質の向上を図り、地域住民の健康増進と公衆衛生の向上に寄与する事業

<本部事務局>

- (1) 感染症対策
- (2) 健康維持・増進
- (3) 健康講座への講師派遣
- (4) 産業保健
- (5) 乳幼児保健
- (6) 学校保健
- (7) 救急・災害医療
 - 1) 休日夜間応急診療所
 - 2) 行政防災訓練
 - 3) 救急医療を考える集い
 - 4) 地区救急医療体制
- (8) 学術生涯教育
- (9) 情報提供
- (10) 病病・病診・診診連携推進
- (11) 広報活動
 - 1) 医師会ホームページ
 - 2) けんこうガイドの配布
- (12) 医療保険等対策
 - 1) 社会保険集団指導
 - 2) 保険診療情報の伝達・審査疑義に対する処理役目
 - 3) 必要に応じた説明会の開催
 - 4) 労災・公害・自賠償保険対策
- (13) 介護保険関連
 - 1) 介護認定審査会への協力参加
 - 2) 介護保険認定審査会委員の現任研修会、新任研修会、主治医研修会への参加
 - 3) 松阪市地域包括支援センターの継続受託
- (14) 障害者総合支援法関連
- (15) 医療安全対策等
- (16) 在宅医療

<臨床検査センター>

- (1) 臨床検査事業

- (2) 精度管理事業
- (3) 他施設受託臨床検査事業
- (4) 種々団体との共同研究並びに調査協力事業

<松阪市健診センター>……松阪市より指定管理者として受託

- (1) 学校保健安全法に基づく健診事業
- (2) 無医地区（松阪市内嬉野地域宇気郷地区）健康診断・健康相談事業
- (3) 市民公開講座・健康相談

公益目的事業2

- 看護専門学校運営事業
<松阪看護専門学校>

公益目的事業3

- 介護運営事業
<松阪市第一地域包括支援センター>
<居宅介護支援事業所>
<訪問看護ステーション>
<ホームヘルパーステーション>

収益目的事業1

- 健診事業
<松阪市健診センター・保健医療センター>

収益目的事業2

- 医師会館賃貸等事業
<本部事務局>

その他の事業1

- 会員相互扶助事業等
<本部事務局>
 - (1) 医療施設整備補助
 - (2) 医業経営補助
 - (3) 会員の健康・福祉の向上・増進
 - (4) 医師会相互の連絡調整
 - (5) レセプト等の斡旋販売
 - (6) ホームページ等

法人全体に関する事業

- 医師会館建設準備

<事業内容>

公益目的事業 1

○地域の医療・保健・福祉の質の向上を図り、地域住民の健康増進と公衆衛生の向上に寄与する事業

松阪地区医師会は、医道の高揚、医学及び医術の発達普及と公衆衛生の向上を図り、社会福祉の増進をもって地域社会に貢献することを目的としている。以下の本部事務局が実施している感染症対策をはじめとする地域住民の健康で安全な暮らしを支える医療・保健分野における活動や会員の医療水準の向上を図る学術生涯教育、そして臨床検査センターの標準化した検査結果を活用して行う検査、健診センターの学校現場の健診や無医地区の健診・健康相談及び市民公開講座の各事業は、いずれも地域住民の健康増進につながり、住民が安心かつ安全に暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的としている。

平成27年度も、公益社団法人への移行を期に実施した市民公開講座を健康・医療・福祉等をテーマに実施いたします。

<本部事務局>

(1) 感染症対策

市町から定期予防接種・インフルエンザワクチン接種を受託し、応需機関の取りまとめをいたします。必要な場合には、「予防接種関係説明会」を会員、医療機関従事者、管内市町関係担当者を対象に実施します。重篤な感染症（新型インフルエンザ等も含む）が発生した時、流行した時にその状況の把握、感染源の調査、治療方針など迅速な対策を行ない、そして感染予防に関係機関と協力し合いながら適切な対処をするよう努めます。

乳幼児・学童の定期予防接種の接種率の向上に、またワクチンの副作用の資料、集計に努めます。また、予防接種の安全性の確保の為、接種応需医療機関へ随時、国、県、市町よりの通知を情報提供送達します。

(2) 健康維持・増進

医師会共同利用施設として、当地区におきまして、当会臨床検査センター・保健医療センター・松阪市健診センターの検査体制を構築し、健診のノウハウならびに健診システムを活用して、電子媒体の作製や特定健診・がん検診等についての会員からの問い合わせ窓口としての役目を担っております。本年も正確・迅速で効率的な業務が行われる様に致します。

特定健康診査及び特定保健指導を実施いたします。その体制の健診制度は、三重県医師会との集合契約の下での健診業務であり、改善点については、県医師会と連携していきます。

また、市町から委託を受けているがん検診を実施いたします。特定健診・がん検診実施医療機関の取りまとめをするとともに、実施医療機関対象の「特定健診関係説明会」を開催いたします。

更なる受診率の向上・受診者の混乱を避ける意味で市民への特定健康診査及び介護予防検査とがん検診受診券の同時同一封筒での配布が出来ないか更に行政側へ働き掛けるとと

もに、管内市町が実施の健康増進法に係る各種検診（がん検診等）等についても、行政と密接に打ち合わせをして、更なる充実が図れるように積極的に対処したいと思っております。

さらに、日医認定健康スポーツ医は認定産業医と並ぶ日本医師会認定の2大資格の一つですが実際の活躍の場は国体選手の健康診断ぐらいしかその活動の場がありませんでした。しかしながら、近年のスポーツ活動の隆盛によりスポーツ医学全般の知識の習得は必須となっています。（たとえば学校医としてのスポーツ活動への助言、地域におけるマラソン大会などのスポーツ活動への出務、日常診療でのスポーツ活動へのアドバイスなど）

このように健康維持・増進に寄与するためスポーツ医の育成にも取り組みます。

（3）健康講座への講師派遣

地域住民への健康意識向上のため、松阪市の事業である公民館活動での健康講演会への講師派遣をいたします。今後の課題である地域包括ケアシステム構築のためにも、各公民館から地域に密着した先生に直接依頼して頂く予定です。

（4）産業保健

従業員50人以上の事業所の産業医に、会員である日本医師会認定産業医が就任し職場巡視、衛生委員会への出席等従業員の健康維持管理指導を行います。また従業員50人未満の事業所を対象とする、地域産業保健センターへ会員である日本医師会認定産業医を事業所相談医として派遣し、小規模事業所の従業員の健康保持を行います。ストレス社会におけるメンタルヘルス対策や、定期健康診断後の有所見者へのアドバイス、長時間労働者に対する面談等、産業医活動は各企業にとって必要不可欠な事であり、従来通り、認定産業医取得のための基礎研修会や認定産業医の資質の維持向上を図る生涯研修会に関する情報提供も行っていきます。今後ますます重要になってくる会員の産業医資格の取得、維持に努めます。

（5）乳幼児保健

保育園医及び市町が実施する1歳6ヶ月児及び3歳6ヶ月児健診医に適任な会員を推薦するとともに、懇談会を開催いたします。少子化が問題になっているなか、晩婚化による高年齢出産で母体や胎児の危険リスクが高くなることを危惧し、医師会は子供の健やかな発育を手助けするため、早期性教育、妊婦教育、出産前後育児支援、妊産婦検診、乳幼児健診、育児子育て相談、育児放棄や虐待防止に努めていきます。

（6）学校保健

健全な学校生活を送れるよう校内だけの健康問題のみならず広域的にいじめ・差別・学習困難・無気力・登校拒否・有害薬物・援助交際そして子育て放棄、虐待した親など数知れない問題があります。これらのことを関係者の叡知で少しでもよくなるよう努めていきます。適任の学校（幼稚園）医を推薦するとともに、学校医、幼稚園医、保育園医、養護教諭、保育士、保健委員（行政関係者）を対象とする「学校・園・保健懇談会」を主催し、学校保健や乳幼児保健に関する問題点・課題点を討議いたします。

(7) 救急・災害医療

1) 休日夜間応急診療所

松阪地区内における一次救急としての重要な拠点である本診療所の運営に地区医師会として協力を続けることを図る一方、応急診療所への出務医の高齢化、小児科医の人数の減少などの医療資源の限界や、今後想定される在宅医療を含めた、かかりつけ医の仕事量の増加なども考慮し、診療時間の短縮、報償費の適正化などについて行政側と再度検討し、将来にわたって継続可能な出務体制を構築したいと考えています。

2) 行政防災訓練

防災訓練への参画

トリアージタグを使用した大規模災害や激震地震などに対する訓練を通じ災害に対する啓発活動を行ないます。

3) 救急医療を考える集い

昭和58年から当会、松阪市、松阪地区広域消防組合の共催で開催しており、松阪市において例年3,000人強の地域住民が参加する催しとして定着している。この集いでは、「講演会」や「パネルディスカッション」の他、AEDを用いた心肺蘇生法訓練など「各種実地体験」の実施しており、それらを通じて、地域救急医療の現況への市民の理解を得ているとともに、応急処置等習得する機会を提供いたします。

4) 地区救急医療体制

市町における一次救急・二次救急体制の構築、新型インフルエンザ対応に係る協議・検討を、松阪市、地区広域消防組合、地域総合病院と随時行う協議会に参加しています。

大規模地震に備え、防災用品・災害用備蓄品を医師会だけでなく松阪市、多気郡3町へも順次配備していきます。

救急医療システムについては、二次輪番制が医師不足等により困難を極めておりますが、三病院の協力を得て運営していきます。今後も三病院連絡会、休日夜間応急診療所運営会議、松阪地区救急医療体制検討協議会等で検討いたします。

(8) 学術生涯教育

地域医療の学術的水準を維持、向上させるため、会員医師、医療関連従事者の医療・保健の研鑽の場として学術生涯教育講座を開催します。

生涯教育講座の認定に関しては、講習会、講演会等を当地区医師会との共催で行うことが条件となっているため、松阪地区医師会主催の臨床懇話会に関しては、実施回数は月二回を原則とし、他の医療機関や製薬会社等と共催で行う講演会との日程上の重複を可能な限り避けるように工夫します。

また、従来行われている、当地区の内科医会、外科系連合医会、小児科医会、産婦人科医会、精神科医会等の各分科会に対して助成金を支給し、その活動を支援してまいります。

(9) 情報提供

国、県からの医療、保健の情報を医療機関へ提供し、速やかに適切な対応をできるようにする。また、市町との共有が必要と判断される情報は、逐時市町へ提供を行います。

(10) 病病・病診・診診連携推進

日常の診療においては病診連携がスムーズに行い、より良い医療を提供するため病一診間の相互理解と、信頼の基に更なる取り組みが必要であり、下記の取り組みを行っております。

- 1) 休日、夜間応急診療所と病院との連携による対応
- 2) 診療情報提供書を中心とした紹介、逆紹介のシステム
- 3) 三病院への登録医制度
- 4) 三病院内での医療研修、学術講演への参加
- 5) 高額医療機器利用に関するフローチャート
- 6) 検査データの施設間是正

また、超高齢化が進み、医療と介護を切り離すことはできないことから、一般病院、療養型病院、介護施設、診療所、在宅系介護施設等との連携を推進し、患者さんの病態に対する適切な治療及び介護の支援を行ってまいります。また、管内病院が主催する講演会・臨床懇話会を後援し、日本医師会生涯教育の認定の対象とし、会員の参加につなげて病院と診療所の円滑な連携を図ります。

(11) 広報活動

1) 医師会ホームページ

医師会員の各医療機関の紹介だけでなく、居宅介護部門、検診・医療部門、松阪看護専門学校、地域産業保健センターの事業内容・活動内容の紹介を行って松阪地区医師会の諸活動を広く地域住民に啓蒙いたします。

特に、医療のみでなく、介護・福祉においても医師会共同利用施設としての居宅介護支援事業所・訪問看護ステーション・ホームヘルパーステーション・地域包括支援センターという4つの居宅介護部門が医師会運営であるがため、地域の診療所や病院と密に連携がとれている事を周知していきます。また、夜間や急病時の対応を含めた救急医療体制の詳細説明や、健康フェスティバル、松阪市防災訓練、ワークセンターフェスティバル等への参加活動内容の詳細も紹介しており、地域に根ざした医師会活動の周知に努めております。疾患別・症状別に分かりやすく解説した「健康アドバイス」も適宜更新していきます。

2) けんこうガイドの配布

年3回、松阪市・多気郡3町の各戸に配布される「けんこうガイド」を発行します。疾患や症状別に up-to-date な情報を「かかりつけ医」からのアドバイスを中心に記載しております。

(12) 医療保険等対策事業

今期におきましても以下の様に対処して参りたいと思っております。

1) 社会保険集団指導

保険医である限り医療保険の決まりを理解した上で診療を行うという基本的スタンスにある事を我々医師会員の積極的な意思を示す姿としてどの様な指導会形態であっても100%の出席を期しております。

2) 保険診療情報の伝達・審査疑義に対する処理役目

①情報通知を速やかに行う

②新規開業医会員への思いやり

・新規開業前のオリエンテーション

・保険診療体験しばらくの後の諸問題解消手助けの会を新たに始める

③ 新規検査認可・薬剤収載の伝達

④当地区医師会臨床検査センターへ新規検査の学術的意義の周知と理解を会員に広める役割と利用促進の提言

⑤松阪地区歯科医師会・松阪地区薬剤師会との連携を図り在宅医療等の相互協力や院外処方による問題点等共通認識の促進

⑥疑義解釈に対し解決への折衝

3) 必要に応じた説明会の開催

厚労省・日本医師会から発します診療報酬改定について必要に応じて当地区医師会としての説明会を逐次開催し遺漏の無い様周知徹底を図ることに致したいと思っております。又新たに個別指導対策として医療保険上遵守しなければならない基本的な約束事等を主眼に置いた研修会等も催していきます。

4) 労災・公害・自賠責保険対策

一般診療と労災、自賠責保険診療との間には御承知のように治療上の解釈や請求方法に多少の差がありますので、今後も適宜これらのことに対して会員への理解と周知を図ってまいります。

また三重県医師会や労災審査会等においての問題点も周知いたします。

(13) 介護保険関連

地域包括ケアシステム構築においては医療と介護の連続工程化が必要不可欠となってきました。介護保険制度が制定されて15年となりますが、全ての診療科の先生方が介護保険制度の必要性・重要性を再認識して頂けるように今年度の事業計画を立てております。

1) 介護認定審査会への協力参加

松阪地区医師会では他地区医師会と違い、介護保険開始当初から全員参加の原則の下、介護認定審査会に出務して頂いております。今年度もどうかよろしくお願い致します。

2) 介護保険認定審査会委員の現任研修会、新任研修会、主治医研修会への参加

平成24年度から、介護認定審査会委員研修会は県が主催で県下統一の内容を県内数か所で行っております。また、介護認定主治医研修会は、平成24年度から当会主催で主治医意見書記入に際しての実務的な研修を行っております。御参加の程、よろしくお願い

します。

3) 松阪市地域包括支援センターの継続受託

高齢化社会・多死社会においては、在宅医療だけでなく、日常診療においても介護・福祉を考慮せずに医療を行う事は困難な状況のなか、今後ますます重要になってくる地域包括ケアシステムにおいて、かかりつけ医の果たすべき役割は単に治療に特化した医療面の提供だけでは不十分であり、医療・介護・福祉の連携における各専門職へのアドバイス、患者・家族への対応等が望まれております。

各医師会員が医療と介護の連携をスムーズに行うためには、公平性を持った医師会立の地域包括支援センターの果たすべき役割は今後ますます重要になってくるものと思われれます。松阪地域の基幹的な役割をもつ地域包括支援センターを目指していきます。

また、ケアマネージャーを中心とした主治医、歯科医師、薬剤師をも含めた多職種連携を深めるための『地域ケアネット』を年6回開催しております。

(14) 障害者総合支援法関連

当医師会は障害者総合支援法による介護給付等の支給に関する審査会委員を引き続き会員医師の中より選出派遣し、その業務の円滑な運営に協力いたします。又、地域障害者の福祉の向上をはかるため、松阪市障害者地域自立支援協議会（1市3町）に参画いたします。

(15) 医療安全対策等

住民が安心して安全な医療を受けられる環境を整え、良質な医療を提供するため当医師会ならびに県医師会が一丸となり対応いたします。また会員は、医事紛争などに巻き込まれないためにも当医師会、県医師会の開催する医療事故、医事紛争等に関する講演会に出席いたします。

(16) 在宅医療

可能な限り住み慣れた生活の場において、必要な医療・介護サービスが受けられ、安心して自分らしい生活を実現できる社会を目指す「在宅医療・介護あんしん2012」がうち出され、在宅生活を支える医療介護を相互につなげる拠点づくりなど、在宅医療・介護の連携強化や、地域包括ケアに向けた取り組みを行政と連携して実施し、良質な在宅医療の提供の仕方を検討していきます。

<臨床検査センター>

臨床検査センターは、松阪市・多気郡を中心とした会員医療機関、地域住民を対象とし、地域医療の推進・発展のため、その基本となる臨床検査を行い、医療機関の診療支援を行うことで広く地域住民の健康管理に寄与いたします。

全国に先駆けて成果をあげた臨床検査標準化の継続実施のため、検査精度の維持管理とともに向上を図る使命がありますので、引き続き「松阪地区医師会・松阪地区臨床検査標準化委員会」を開催していきます。

また、今までの成果を踏まえた検査データが集積されておりますので、データベース化など、

住民の健康増進に資する方策を検討していく必要があります。

さらに、市町の基本健康診査において肝炎ウイルス二次検査が必要となった際の検査を前年度同様無料で行っていきます。

(1) 臨床検査事業

(ア) 検査データの蓄積と活用

(イ) 過疎地への回収

(ウ) 緊急検査への365日24時間対応体制

(エ) 無料肝炎ウイルス検査

(2) 精度管理事業

(3) 他施設受託臨床検査事業

(4) 種々団体との共同研究並びに調査協力事業

(ア) 臨床検査センターの立場から、当地域の医療環境発展に寄与する為に、医療系機関・組織から研究、調査協力等の申し出に対し出来る範囲において積極的に応じる。

(イ) これまで集積された臨床検査データ並びに健診データを活用して行政はじめ種々団体と協力して共同作業を行う。

<松阪市健診センター>……松阪市より指定管理者として受託

松阪市は平成17年に1市4町が合併しているが、保健医療面において同市内にあっても過疎地域と市街地との格差が顕在している。当健診センターは、市民の安心確保のため、予防を中心とした保健施設の充実を図ることを目的に松阪市民病院に隣接し開設され、松阪地区医師会が指定管理者となり、予防医学を中心とした健診事業を行い市民の保健医療に貢献いたします。

又、学校保健健診の付帯事業として、将来、胃がん撲滅を目指して中学2年生対象にヘリコバクタ・ピロリ菌感染有無検索を目的として尿中ヘリコバクタ抗体検査の実施を計画しております。

(1) 学校保健安全法に基づく健診事業

(ア) 過疎地も含めて、松阪地区の児童・生徒全員が受診できる検診体制の構築

(イ) 医療と連携可能な学校検診の実施

(ウ) 行政との連携

(2) 無医地区（松阪市内嬉野地域宇気郷地区）健康診断・健康相談事業

(3) 市民公開講座・健康相談

広く市民・町民を対象とし、健康保持、疾病予防のための無料公開講座を実施する。

市町のイベント等（ワークセンターフェスティバル、斎王まつり等）で健康相談窓口を設置し地域住民の健康相談等を行います。

公益目的事業2

○看護専門学校運営事業

松阪看護専門学校は平成12年に開設し、これまでに496名の卒業生を送り出しました。松阪市内の3病院に8～9割の学生の就職を維持しており、就職先の病院では認定看護師の取得ま

た実習指導者として活躍する卒業生も出てきています。

看護師国家試験では毎年全国平均の合格率を上回っており、国試対策も更に力を入れていきたいと考えています。

今日の少子化や県内の看護大学の増設に伴い、高校生の受験数が減少してきている現状から学習環境を整えより魅力ある学校のPRができるように努力していきます。地域住民の健康と安全を守り、人を大切にする心そして考える力のある看護実践者育成するため松阪地域唯一の看護師養成所としての使命を果たして参ります。

<松阪看護専門学校>

看護師養成専門学校事業

公益目的事業3

○介護運営事業

平成12年4月より、介護保険制度が開始運用され早くも14年が経過しました。

居宅介護支援事業所、訪問看護ステーション、ホームヘルプステーションの3事業部門に加え、平成18年には松阪市からの委託事業として地域包括支援センターも立ち上げ、居宅介護4部門として松阪地区医師会新館1階にて事業展開をしております。

居宅介護部門として、松阪地区の高齢者が安心して自分の生まれ育った家で終末期を、家族の最小限の負担で迎えることのお手伝いは、医療に携わるものとして大切な役割であり、その主旨に基づいて昨年度と同様に努めてまいります。

また、地域包括ケア等在宅医療と介護の連携が公益的な観点からもさらに必要になっておりますので、看護師、ケアマネージャー等の介護の専門家の本来業務を充実させます。

さらに、過疎地域、準過疎地域を対象に、採算を考慮せず訪問看護ステーションを中心に「過疎地域派遣介護保険事業」を展開し、当該地域の住民ニーズを把握し、住民公開講座と、健康講座を毎年交互に実施していきます。

<松阪市第一地域包括支援センター>

(1) 包括的支援事業

- 1) 介護予防ケアマネジメント業務
- 2) 権利擁護業務
- 3) 総合相談支援業務
- 4) 包括的・継続的ケアマネジメント業務

(2) 指定介護予防支援事業

<居宅介護支援事業所>

- (1) 指定居宅介護支援事業
- (2) 介護認定調査事業
- (3) 住宅改修支援事業

<訪問看護ステーション>

- (1) 訪問看護事業
- (2) 看護学生育成事業

<ホームヘルパーステーション>

- (1) 訪問介護事業
- (2) 介護学生・訪問介護員育成事業

収益目的事業 1

○健診事業

<松阪市健診センター>

事業所健診事業、個人健診事業、他施設受託健診事業

<保健医療センター>

特定健康診査、後期高齢者健康診査事業

- (1) 三重県市町村共済組合員（各市町村役場職員・広域消防職員等）健診
- (2) 特定健康診査・後期高齢者健康診査
- (3) 若年健診（松阪市・明和町・多気町の40歳未満の地域住民を対象）
- (4) がん検診（松阪市・明和町・多気町・大台町の1市3町の地域住民を対象）
- (5) 職域健診及び人間ドック健診等（事業所社員・各健保組合員及び配偶者・個人を対象）
- (6) 全国健康保険協会加入者健診（加入者を対象とする生活習慣病健診）
- (7) 三重県医師国民健康保険加入者健診
- (8) 半田市医師会健康管理センターから健診の受託（半田市医師会と契約している事業所の松阪地域の社員及び家族を対象）事業所が指定する場所及び当健診センターで、半田市医師会健康管理センターより委託を受けた事業所健診・ドック健診を実施。
- (9) 教職員健康診断

収益目的事業 2

○医師会館賃貸等事業

<本部事務局>

当会が所有する医師会館等の一部を、関係機関や関係団体の事務室及び会議室として貸し出しを行い、その便宜供与を図ります。また、関係機関や関係団体の事務委託も請けます。

その他の事業 1

○会員相互扶助事業

<本部事務局>

- (1) 医療施設の整備補助

施設の新設・建替え等に対する国・県・市町、民間団体補助金・助成金等の情報提供及び日本医師会総合政策研究機構への照会を行います。

- (2) 医業経営補助

医業経営セミナーを開催いたします。

医療関係機関から排出される感染性廃棄物の処理においては、最終責任は排出医療機関

に及ぶため、委託処理業者の選定には十分注意する必要があります。収集運搬業者と最終処分場の選定については、医師会が自ら適正業者を選定し、会員医療機関に推薦して、会員の適切な産業廃棄物処理を支援してまいります。

医療制度、社会保障制度改革が進行する中、変化に対応できるよう医業経営、税務対策の羅針盤となるような有益な情報、講演会を提供します。また、新規開業者を対象とする入会開業ガイダンスにおいて当会の活動状況を説明し、事業への参加協力を依頼します。

(3) 会員の健康・福祉の向上・増進

会員親善ゴルフ大会、ボウリング大会、囲碁大会、鮎友釣り大会、テニス大会、麻雀大会を開催いたします。

また、高齢会員の当会の貢献に対して、記念品の贈呈を行い、会員死亡の場合は、弔慰金を支給いたします。

地域包括ケアシステムにおいて ICT(インフォメーション コミュニケーション テクノロジー)の果たす役割は、今後ますます重要になってくるものと思われまます。全ての会員に ICT(インフォメーション コミュニケーション テクノロジー)の利便性を享受して頂くためにも、パソコン講座を実施いたします。

(4) 医師会相互の連絡調整

南勢志摩地域の医師会との連携強化を目的として、南勢志摩地域保健医療圏医師会理事代表者会議に参加し、情報の共有を図ると共に、当該情報を会員へ提供いたします。

(5) レセプト等の斡旋販売

会員の便宜のために、レセプト用紙、請求総括表、カルテ用紙、診療情報提供書等の斡旋販売を行います。

(6) ホームページ等

会員の便宜のために、ホームページ上に会員専用サイトを設け、医師会事業の周知をしています。

理事会ニュースやPDF化した松阪医報だけでなく、医師会から発信される文書を全てPDF形式にて電子文書化し、ホームページよりダウンロードして頂けるようになりました。電子文書化する事により、単に膨大な資料がペーパーレスになるだけでなく、検索機能を使って必要な文書を瞬時に探し出すことが可能となっております。

ホームページの更新状況等を随時案内するメールの配信も行っております。また、災害時の会員・職員の安否確認や災害現場への出務可能の可否の把握、各会員への緊急連絡用手段として、携帯メールを使ったシステムを構築いたしました。今後は、災害時だけでなく、普段の研修会や講演会、会議等の案内、出席確認にも任意のグループごとに行える(ex. 各医会ごと等)様に検討しております。

法人全体に関する事業

○医師会館建設準備

松阪地区医師会本館(旧館)は、大正2年に建設されたもので、老朽化が著しく、耐震化も困難な状況のため、その取り壊しの決定がされております。

本年度は、現在、介護部門の事業所、および、種々の会議室として使用中である、昭和62年建設の松阪地区医師会新館と併せて、複合的に取り組んでいく所存です。